

質 疑 応 答 書

事業名 企業間連携・スタートアップ支援推進事業実施業務

	基本仕様書等の項目	質 問	回 答
1	公募型プロポーザル説明書 14(5)「企画提案書の内容については、全ての契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。」／基本仕様書6(1)「採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこと」	企画提案書または添付資料において、登壇候補者・協力先候補、広報施策、マッチング・伴走支援の内容、実施体制等を提案時点の想定として記載した場合、契約締結後の具体的な実施内容については、発注者と受託者の協議により調整されるものと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2	<p>公募型プロポーザル説明書 8(5)ア「採用された提案の著作権は広島市に帰属する。」／基本仕様書 4(4)「イベントの周知・広報」ア・イ／基本仕様書 7(1)「成果物の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。」</p>	<p>著作権等が発注者に帰属する対象は、本業務のために新たに作成した提案書・成果物・広報用コンテンツに限られ、受託者または第三者が従前から保有する商標、ロゴ、ブランド、ノウハウ、テンプレート、運営手法、汎用資料その他の権利は対象外であり、受託者が適法に利用権限を有する範囲で引き続き利用できるものと理解してよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
		<p>また、本業務の広報・周知のため、受託者のウェブサイト上に本事業に関連する告知ページ等を掲載する場合、発注者に帰属する権利の対象は、本業務のために新たに作成した文章、画像、キービジュアル等の個別コンテンツに限られ、受託者ウェブサイトの既存デザイン、テンプレート、CMS、ドメイン、共通部分、既存コンテンツ、商標・ロゴ等は対象外であるとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
		<p>なお、受託者または第三者が従前から保有する権利の取扱いを明確にする趣旨で、受託候補者として選定された場合には、契約締結時に必要に応じて契約書の特記事項等により確認させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>必要に応じて協議・調整させていただきます。</p>

3	<p>基本仕様書 6(4)「受注者は、発注者の文書による承諾を得なければ、この契約に係る業務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る業務を第三者に承継することはできない。ただし、チラシ等の印刷物の作成に関する業務は除く。」／委託契約約款 第4条</p>	<p>本業務の一部を外部事業者に委託する場合の文書承諾について、必要となる手続（申請時期、方法、提出書類等）をご教示ください。</p>	<p>発注者と受注者で契約を締結した後、本市様式の再委託承諾申請書及び必要に応じて資料をご提出していただき、可否を判断することになります。</p>
4	<p>基本仕様書 7(2)「成果物及び資料、情報等は、発注者の承諾なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。」／委託契約約款 第19条「守秘義務」</p>	<p>受託者が第三者との契約に基づき使用する商標・ブランド等に関連して、本業務の広報・周知のために作成するイベントページ、プレスリリース、SNS投稿、スクリプトその他の広報・販促物を、当該第三者による権利確認・ブランド管理上の確認を目的として事前共有し、必要に応じて承認を得ることは可能でしょうか。</p> <p>また、同様の目的で、発注者へ提出する報告書とは別に、イベント実施後に、開催実績、参加人数・属性、受託者における収入・費用の項目別内訳、参加者アンケート結果等の要約、事故・苦情等の有無、受託者による事業性評価等を記載した事後報告書を作成し当該第三者に共有することは可能でしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p> <p>当市に事前確認の上、第三者に共有する場合であれば問題ありません。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書等の追補とみなす。